

元正朝における造寺造仏状況理解のための一試論(一)

五六

## 元正朝における

### 造寺造仏状況理解のための一試論(一)

山 中 理

はじめに

天平彫刻<sup>(1)</sup>の名の下に概括される一群の佛像彫刻<sup>(2)</sup>がある。これらの佛像群に対し、主に様式の分析と、文献史料の検討という二つの方向から様々のアプローチがなされ、今日、我々はこの佛像彫刻群が峻なす様相をある程度まで捉えることが出来たと考えている。しかし、勿論、問題の全てが解決された訳ではない。例えば、天平彫刻を考える上で重要な位置を占めるものに造東大寺司の問題がある。諸先学の努力により、その実体に相当深くまでメスが入られ、造佛所や画師などの働きについてもかなりの部分が明らかにされて来た<sup>(3)</sup>。だが、それも史料の制約から天平後半期(大佛開眼以後)に集中しているきらいがある。したがって、天平前半期、それも初期になればなるほど彫刻史の様相はいまいなものになってゆくのはやむを得ない。更に現存遺品が数少ないという問題がある。故に天平初期は、特に再検討の余地が大いに残されている時期だとも言える。従来、平城京遷都後の靈龜・養老年間における大安寺・薬師寺・元興寺などの官大寺ないしそれに準ずる寺の造建に、つまり、これら官大寺等の建設が推進されたと

見做されている時期に、天平彫刻の様式展開の一つの大きいなる劃期を求めようとする見解が大勢を占めて来た。その時、唐代彫刻の存在がその背後に想定されていることは言うまでもない。本論考はこの日本佛教彫刻史上の重要な問題を考える為の予備作業をなそうとするものである。それは、靈龜・養老年間、すなわち元明・元正天皇の時代がその性格からして様式展開上の劃期たり得るのかという疑問に端を発している。そこで、その時代の持つ性格を明らかにすることが是非とも必要になって来る。これは一面では佛教彫刻史の間接的研究にすぎないとも見られるが、他面、その理解はより大きな展望を我々に齎してくれることになるかも知れない。そして、その展望が結局、天平彫刻全体の大きなうねりを理解するための有効な一助となるのではないだろうか。

以下『続日本紀』等の史料を手掛りとして、その照準を主に佛教政策を通して伺われる元明・元正朝の他の時代と比較しての特色を探ることに合せる。それはこの分野の政策のいかんが造寺造佛活動に対して直接間接に与える影響の大きさを考慮してのことである。したがって、本論では彫刻作品に言及することはない。また当時の芸術全般及び唐代文化との関わりといった問題にも触れることはない。これらの問題は今回の考察を通して獲得されるであろう歴史観などをその有力な手掛りの一つとして改めて論究することになる。

大宝元年六月一日、時の政府は道君首名を大安寺に派遣して僧尼令を説かしめている<sup>6)</sup>。言うまでもなくこの僧尼令は同じ年の八月三日に撰定せしめられた大宝律令に含まれるものであった。しかも、この大宝律令自体は天武天皇十年二月二十五日に着手され、その後完成を見、持統天皇三年六月二十九日に到って諸司に分たれた浄御原令とその内容において大差ないものと看做されている。この浄御原令は大宝律令を経て、養老二年、藤原不比等に命じて撰せ

られた養老律令へと受け継がれて行く。勿論、これらの律令は法制的には天智天皇元年に制定せられた日本最初の律令法典である近江律令<sup>(6)</sup>に遡るものであった。このように唐から法制度を移入して以来、法律諸制度の上から見た場合には、佛教に対し常に首尾一貫性を以って終始している訳であるが、個別の具体的な政策として現われて来る場合には、その時代状況の変化により、そこには相当の起伏があったに相違ない。

文武朝は恰も大宝二年末の持統太上天皇の崩御を境として、自然条件は悪化の傾向を辿り<sup>(7)</sup>、これが大きな引き金となって、藤原京を捨て去り、新都建設へと向かわしめることとなった。その持統太上天皇崩御後に四大寺という言葉が正史に現われ、翌三年に入って何度かこの言葉が使用されているのに気付く<sup>(8)</sup>。四大寺という言葉が頻繁に使われている中で、正月五日に「奉爲太上天皇<sup>(9)</sup>。設齋于大安。薬師。元興。弘福四寺<sup>(10)</sup>」、とあって恐らくこの四寺が四大寺に当るのではないかと想像される。勿論、文武朝頃にすでに相当数の寺が出揃い、大切な法会は官大寺、或いはそれに準ずる寺々を中心として催される体制が出来上がっていたが<sup>(11)</sup>、このように四大寺として意識され、そういった言葉が使用されたのは、この文武朝でより統合的な寺院体制が作られたことを示唆するものではないだろうか。それが遷都を契機として、一旦、解体に追い込まれ、しかる後、再構成されることになった<sup>(12)</sup>。しかも、それは一層政治的判断優先<sup>(13)</sup>の構想の中においてであったと見られる。

元明朝の仏教関係記事はそれ程多くはなく、遷都前の主だったものとしては遷都の詔<sup>(14)</sup>が出された四ヶ月後の和銅元年六月二十八日の記事位のものである。そこに見える都下の諸寺の中には、恐らく薬師寺、大安寺と言った官大寺も含まれていたことだろうが、この現況もやがて大きな変更を蒙ることになった。遷都後のものとしては元明朝末の靈龜元年六月十日条に「設齋於弘福法隆一寺<sup>(15)</sup>。」と見えているが、この記事は薬師寺や大安寺などのこの時点における運命を暗示するものではないだろうか。すなわち、これらの寺はこの時期、推し測れば、実質的機能を果さない状況<sup>(16)</sup>、恐らく移建途上<sup>(17)</sup>にあり、それまでこれらの寺院が果たして来た役割・機能は早急に回復されるべきであつ

た。その際、官大寺の移建の記事<sup>44</sup>がクローズアップされてくる。それらの記事は元正朝に入ってから見られるものだが、そこでの動きは元明朝でのその結果にすぎないと判断からこの段階で検討を加える方が理に適っているろう。

さて、そこに見る「徙建す」或いは「遷す」という言葉は具体的には一体どの段階を指すのだろうか。(一)移建の事が決定を見、そういう命令なり裁下が公表された時点を選ぶべきなのか、それとも(二)実際に工事を開始した時のことなのか、或いは(三)新しい地に大体主要伽藍が完成し法要を営んだ時を捉えて言うのか、または(四)と密接な関係にあるが、(四)本尊を据え終って供養がなされた日ないし新造の本尊が開眼供養された場合を示すのであろうか。仮に、遷都の例を採り上げて、この問題を考える縁<sup>よすが</sup>とすれば、その場合はまず、遷都の議が提出され、計画が練られ、やがて具体的な諸活動が始まり工事その他が進捗し、そして天皇がその居を旧都から新都に移した時点を以って一般に遷都と称す、と言えるのではないか。普通、この段階において建設がどの程度進んでいたかは必ずしもはっきりしない。しかし、天皇を始め、皇族・貴族その従者達の住居、それに政治を執り行う朝堂院等の建物群は或る程度出来上っていたであろう。さもなくば、遷都後のまつりごとがスムーズに運ばない恐れがある。遷都の場合、その前後にあつて政治機能の停止、分断は出来るだけ避らるべきである。寺院の事は同日に論じられないのは当たり前であるが、それでも空白はなるべく回避すべきであつたらう。「徙建す」・「遷す」とあるのは単に建物の問題として意識するだけではない、仏教の機能面からも接近出来ないだらうか<sup>45</sup>。仏教寺院が都を莊嚴する存在にすぎないのであるならば、まずは非とも必要な建物群を建設し、その後、それらの建立に着手するのが常道であらう。しかし、仏教は社会内部で或る程度大きなウエイトを占めるようになって来ている。勿論、それは後の藤原貴族の生活を律した如き年中行事の意味合い程ではないが、また元正朝末や聖武朝での果たした役割には到底及ばないのは確かとしても、まつりごとの運営において仏教そして仏教寺院は欠くべからざるものになりつつあつた。ましてや四大寺として明確に区別された官大寺

の代りに他の寺院でその欠を補い、代行するといったことは余程困難であろう。遷都の場合、一連の経緯ははっきりと辿れるが、この官大寺の場合、移建を告げる記事が一度あるだけで、その経過を追跡することは非常に困難を極める。したがって、細かな進行状態は現在のところ不問に付す他なく、更に現時点ではそれ以上展開すべくもないが、一応、「徙建す」・「遷す」という言葉が述べられた段階で仏教寺院としての機能が既に動き出したのではないかとする見解を提出したい。

だが、その機能も結局政権の現状認識と政治的判断の枠外に出ることはなかった。その構想の存在を確かとする裏付けはほとんどないが、この時代末に現われて来る仏教政策がそれをおぼろげながら物語っており、次代になってその構想は次第に姿をはっきりと見せて来る。

## 二

和銅六年四月十七日、十月八日に見える政策から政府の諸寺の寺領を整理して行こうとする狙いがあきらかに伺えるが<sup>99</sup>、それが一層顕在化して来るのは元正朝に入ってからであり、しかもその奥に存在するより大きな構想も一段と鮮明にその形を現わして来る。この二朝間における仏教政策の同質性<sup>100</sup>を確認する上で靈龜二年五月十五日に出された詔は非常に注目すべきものである。地方への仏教の普及に伴い、数多くの寺院が次々と建立された<sup>101</sup>が、それはこの詔にも伺えるように私有地獲得の欲求と密接な繋がりを持つことになった。したがって、先程の元明朝での政策とこの詔とを考え合せる時、これらが律令体制の根幹にかかわる経済上の要請と緊密に絡み合っていて、それは仏教政策であると同時に経済政策でもあったと言い得る。この時期、地方寺院の多くはその尊像に塵穢を蒙らせるといった荒廢の極みに達しているものが多く、それらの数寺を併せて一寺と為そうとの方針、また檀越による寺の財物田園

の勝手な取込みを防止しようとする動きは次に見る養老年間以降の僧尼統制・仏教教団整備の動きと直接つらなるものであり、官寺仏教の体制を地方諸国の末端にまで拡充するための布石をなすものである<sup>99</sup>ことは確かだろう。つまり、ここから少なくとも、これを契機として地方寺院を整理かつ律全なる体質のものに整備して行こうとする律令政府のあからさまな姿勢を読み取ることが出来る。

このように大きな方針の一環として諸国の寺院の再編成が図られる一方、僧尼自体の取締りも強力に遂行されて行く。養老元年四月二十三日の詔には行基集団の問題も含まれ、色々な角度から注目されるものである。そこに記載された種々の僧尼取締り規定は、翌養老二年に制定された養老律令の僧尼令の条項に一致する<sup>100</sup>。僧尼令をこのように単なる法制度に終わらせることなく、具体的に機能させているところにこの時期の特色があった。ところで律令政府は僧尼に仏道修行によって獲得された經典読誦を中心とする仏教理解力ないし呪験力といったものを期待し、また仏教がその布教の過程で伴って来た百科全書の知識をも要求していたと見られる<sup>101</sup>。そして、その線から逸脱する行為は厳に戒められねばならず、

「方今小僧行基、并弟子等、零<sup>シ</sup>置<sup>フ</sup>街衢<sup>ニ</sup>。妄<sup>リ</sup>説<sup>ク</sup>罪福<sup>ヲ</sup>。合<sup>セ</sup>構<sup>ヘ</sup>朋黨<sup>ヲ</sup>。焚<sup>キ</sup>剝<sup>キ</sup>指臂<sup>ヲ</sup>。歷門假説<sup>シ</sup>。強<sup>テ</sup>乞<sup>ヒ</sup>餘物<sup>ヲ</sup>。許稱<sup>シ</sup>聖道<sup>ト</sup>。妖<sup>ク</sup>惑<sup>ス</sup>百姓<sup>ヲ</sup>。道俗擾乱<sup>シ</sup>。四民棄<sup>リ</sup>業<sup>ヲ</sup>。」

という事態を非常に恐れ、律令体制を脅す深刻な社会問題として真剣な対応を迫られていた。この律令政府の抱いた恐怖心は、決して幻影に怯えてといった類のものではなく、例えば十三年後の天平二年九月二十九日の詔が告げている社会状況などは、その懸念された事態の拡大投影されたものと看做すことが出来る。したがって僧尼の寺家寂居を大本とする彼等の行動に加えた細かい制约・規定は、時の政府の本気の現実的対応、仏教対策といったものを物語っていて、つまり、こういった本来の僧尼の在り方とは甚しく相違する僧尼の活動の規制は、今述べた社会的問題としての詔識からする対応を目論んだものであった。それと同時に、勿論ここにはそれについては一言も触れられていな

いが、別の狙いをも秘めていたようである。すなわち、この期に見る僧尼に対する学問奨励策と、先程言及した寺家寂居を中心とする時の政権によって願望された僧尼の在り方とを合せ考える時、元正朝が仏教を一つの構想の下に方向づけようと意欲していたのではないかとの推測が成り立つ。まさに当時の支配層にとつての仏教の在るべき姿が、支配体制貫徹のための有効な手段として、冷静なる計画の下に、想い浮かべられていたかに見受けられる。養老二年十月十日の太政官布告はその意味からも注目すべきものである。ここに記されている幾つかの内容は先述の養老元年四月二十三日の詔で望ましいとされた僧尼の姿を、より一層詳しく説き示している。その中には、後に南都六宗の名で呼ばれ華開いた奈良朝教学仏教と深い絆を何わしめるものもあり、既に相当の段階にまで諸宗の研学が進展していたことを予想させる。また、僧徒の性分により、その進むべき方向が分たれ、或いは衆理を講論して諸義を学習する者、或いは経文を唱誦して禅行を修道する者などがあるが、彼等に求めたものは一致していた。すなわち、それらの研鑽修行を通して獲得される呪験力に期待したのである。養老年間に個々の僧侶を顕賞する記事が幾つか摘出できるが、それは上記の問題とも深い関係を有していて僧侶に対する政府の具体的な意志表示とも考えられよう。

また、この時代の注目すべき仏教政策に僧尼の公験の問題がある。この場合、公験とは度牒(度縁)や戒牒といった僧尼の得度ないし受戒を公認する文書を指す。養老四年正月四日の記事によれば、この時初めて、僧尼に公験が授けられた。ところが、同じ年の八月三日には既に公験の授与規準の訂正がなされたと予想させるような詔も発せられている。ここにより厳しい規準が設けられたことは、律令政府の僧尼に対する支配の一層の確立を図る目的を示すと共に、その質的向上を狙う意図をもありありと伺わせる。やがてこれら一連の動きが、聖武朝の天平六年十一月二十一日の太政官奏に言う得度規準の制定という形で一つの結実を見せることになる。この中で護国經典<sup>8</sup>が得度資格の必須經典としてあげられているが、それが選択された所にこの時代の趨勢がはっきり現われていると言えよう。これによっても律令政府が僧尼の如何なる面に期待をかけたのかは火を見るよりも明らかであろう。この観点からするな

らば、元正朝と聖武朝は仏教政策に関し同一線上に位置することになる。そして、律令政府の意志貫徹は轉經唱礼の方法の規定<sup>40</sup>にまで細かく及んでいた。

以上の如く、この元正朝の仏教政策は、律令国家の経済的・社会的要請からする寺院体制や寺院経済の整備並びに僧尼の諸活動の取締り強化といった側面と、教学奨励或いは公験の実施などに見る積極的な仏教規定の側面とを合せ持ち、それらが前面に押し出されたものであった。そしてこの一連の仏教政策に冷徹なる権力者の計算を見るのも決して不可能ではない。勿論これまでの考察の対象は仏教政策という限られた範囲のものであったが、ここにおいて、それを通じて当該政府の造寺造佛政策の質を検討する際に必要となる条件は得られたものと首肯される。しかし、個有の特質を知るにはそれだけでは不十分であり、仏教政策の史的位置づけを俟って始めて真実層に肉薄出来ることとなる。

その問題を考える上で、つまり、元正朝の仏教政策の性格の位置づけを知るに当り見逃すことの出来ない事柄として得度の問題がある。これは先に見た公験の採用とも密接な関係を有するものであるが、この事項の考察は相当有益な示唆を与えてくれるだろう。律令政府は律令体制の維持という面からも、例えば、養老元年四月二十三日の詔に見たように私度を厳禁して来たが、この期においては公験の実施という事にも明解に示されている如く、一面では正式の僧侶の数も積極的に制限を設けようとする傾向にあった。実際、この時期の得度に関する記事は養老四年三月十一日の勅と同五年五月六日の詔を数えるのみである。前者は隼人の反乱と深く関わるものであり、後者の詔は元明太上天皇不豫をめぐってのものであったと考えられる。また、元明朝にあつては一度もそういうことのなかったのは注目に値するが、勿論、これは頻度の問題というよりは、その得度が何を目的としてなされたのかということの検討の方が大事であろう。得度関係の記事が、推古朝以来の仏教の発展よりして一応各時代を通じて（例外もあるが）見られるということから、歴史的展開の中での特定の時代が持つ性格、或いは仏教政策の特質といったものに接近し得る



が、特にその特異性が際立ってはいはつきり認識出来るのは聖武朝においてであろう。

得度ないし出家入道関係の記事を時代を追って眺めた場合<sup>8)</sup>、まず気付くことはそれらの大半が天皇並びにその一族の病氣と密接に結びついていたということである。したがって、それ以外の目的を以ってなされた場合が殊に注目されるが、その時、聖武朝の他朝との比較における特異性、すなわち政治的配慮ないし信仰上の観点等からなされたものが指摘されねばならない。例えば、神亀二年九月二十二日の詔、天平十三年十月十六日の記事、天平勝宝元年五月九日のそれといった類が代表的なものとして挙げられるが、それ以上にこの時代を際立たせているのは、何といつても出家得度の人数の多さである。なお、その政策面において、常にこういう形で出て来るとは限らず、時には經典の書写・配布・造寺造仏の形をとって現われることもある。これらの特異性に関しては、天平七年から九年にかけて日本を襲った未曾有の慘劇<sup>9)</sup>が与えた影響力の大きさは相当のものでありそれがその後の施策を左右したことは十分考えられる。古代にあつて疫病・飢饉などの占める大きさは我々の想像を絶するものがあつた。だが、聖武朝ではその特異性はそれ以前に、それも初期にはつきりと現われており<sup>10)</sup>、これは畢竟聖武朝の、恐らく聖武天皇の個人的資質とも深いかわりを持つ仏教への傾斜度の増大という観点の導入を要請することにならう。しかもその立場は結局、元正朝の性格とりわけ仏教をめぐるその出来事に現われたそれを解釈する場合の良き立脚点ともなるだろう。

得度関係の記事などを見た限りでは、聖武朝との間に歴然たる断層が存在し、元正朝は聖武朝とは別の範疇に属しているかのような印象を受けるが果してそうなのだろうか。先に見た如く、元正朝の仏教政策は元明朝のそれに沿つて、より一層綿密に実施されて来たが、両朝ともその大部分は藤原不比等によって領導されたものであり、そこに政策の一致ないし基調の同質性が見られたとしても不思議はない<sup>11)</sup>。ところが、この二つの時代の間には自然状態についてどうもかなり落差があり、比較した場合、元正朝は特にその養老四、五、六年あたりに相当深刻な段階にまで立ち到っているようである<sup>12)</sup>。しかも、そこに人間の不幸が重なつた<sup>13)</sup>。元明天皇の朝廷はその基本的性格において積

極的気性を有していたが、そのような能動的姿勢はこの元正朝にも明らかに受け継がれており、冷静な計算・見通しに基づく積極的施策がこの時代の特徴であったことは既述の通りである。しかるに、その特徴にやがて少し翳りのようなものが見え始め、本来積極性の証しともなるべき農政指導をめぐっての指導者側の姿勢にも微妙な変化が現われて来ている。この胎動は仏教に対する態度にも明瞭に感じとれ、仏教政策に見る一方は仏教組織全体の統制を図ろうとする積極的態度と、他方はこれとは異なった仏教への強い傾斜を示す態度の二方向（一方が仏教との間に或る一定の距離を保っているのに対し、他方はその距離が失われ始めた状態を示す）に分裂を開始するように思える。或いは後者の要素が前者の中へ徐々に浸透を図って来ると言い直すことが出来るかも知れない、勿論、それぞれの時代の在り方は決して一元的なものではなく、重層的構造を擁し、その政策への反映も複雑な様相を呈しているのが普通であって、何時の時点で潮流がその流れを変えつつあるのかということ直截に断言することは困難であるが、藤原不比等・元明太上天皇の死あたりにその変更点ないし臨界点を求めるのは余りにも世俗的で安易に過ぎるであろうか。

天皇・皇后或いはそれに准ずる身分にある人々が病気に罹った場合、その平癒を願い、經典の説誦や僧侶の得度といったことがしばしば行われるが、それはこのような功德に依る果報を期待してのことである。ところで、養老五年五月六日の元明太上天皇不豫に際しての

「太上天皇。聖體不豫。寢膳日損。每至此念。心肝如裂。思歸依三寶。欲令平復。」

との元正天皇の言葉は今までより一步内に踏み込んだ対仏教關係を示唆するものではないのか。この類の言葉自体は過去にも見られ、この時代以降特有のものと言う訳には行かないが、養老五年五月十二日、十九日条の臣下の出家入道という行動を生み出すことになったところに新たな傾向を読みとることが出来る。恐らく、この地平の上に、一周忌近くの養老六年十一月十九日の詔や年忌後の十二月十三日の勅を捉える時、それらもまた新たな相貌をもって

浮かび上って来ることになる。ここにおいて、その時代のもつ、仏教政策ないし仏教的當為を介して把握される個有の特質とそれの史的展開上での位置づけというものがかなり明らかとなったと思われる。しかし、後者に関しては次の聖武朝の検討なしにはその方向性を確実に捉えることは出来ないだろう。(未完)

- 註(1) 通説に従い天平彫刻という名称をここでは一応、和銅三年(七二〇)から延暦十三年(七九四)までの時代(これを天平時代とも奈良時代後期とも呼称するが)に属する作品群を指すものとして使用する。
- (2) 天平彫刻の概念に将来変更が加えられるようなことがあれば、その時は一連の仏像群にも異同が生じるものと思われる。
- (3) 本間正義「天平時代の仏師と造仏所」(仏教芸術十六号)、「天平時代畫師考」(國華七三二―七三三―七三五号)、清水善三「造東大寺司における工人組織について」(仏教芸術五十五号)、竹内理三著「上代寺院經濟の研究」、岡藤良敬「奈良時代の画工についての一考察」(九州史学十四号)、野間清六「奈良時代の畫師に関する考察」(建築史一ノ六)、浅香年木著『日本古代手工業の研究』等。
- (4) 『続日本紀』大宝元年六月一日条参照。以下、本文中で言及している記事は特に註記がない限り、『日本書紀』(天武・持統朝)、『続日本紀』(文武・元明・元正・聖武朝)のいずれかの記事である。
- (5) 『類聚三代格』参照。
- (6) 大宝二年頃からその兆候を示し始めていた飢疫は慶雲期に異常なまでの深刻さを呈することになる。しかし、大宝二年はまだそれ程深刻な事態に立ち到っている訳ではない。それは十月、十一月にかけて持統太上天皇による参河国、尾張国、美濃国、伊勢国、伊賀国への行幸が執り行われている事実からも明らかであろう。ところが、持統太上天皇は行幸から帰還後、日ならずして病に罹り、その記事から九日後の十二月二十二日に崩ぜられた。顧みるに死の直前の長期に渡る東国行幸は、壬申の乱の際の大海皇子(天武天皇)との東国行、持統天皇六年三月の東国行幸の承譜に連なるものであり、恐らく持統なきあとの、文武朝の安泰を願って政權の基幹的支持層への協力要請の根回し的な意味合いを多分に内包したものであったと思われる。それ故、文武天皇にとって持統太上天皇の死は、祖母の死という意味を越えて我々の予想を遙かに上回る痛切なる打撃であったのではないか。この深い痛手に追い撃ちを掛けるかのようにだんだんと天候不順による農業生産への悪影響が増大して行く。しかも悪いことにそこに疫病が加わった。
- 大宝二年、東国各地で疫病が流行している。翌慶雲元年にはより広範な地域で疫病飢饉その他の騒ぎが起っている。同二年

は「諸国廿飢疫。並加<sup>ニ</sup>醫藥<sup>ヲ</sup>賑恤<sup>ス</sup>之。」という前年にも増して厳しい状態を伝える言葉で以って結ばれている。続く三年も事態は悪化こそすれ回復する兆は全く見られず、この年もまた、異常異様な文章が最後を飾ることとなった。すなわち「是年。天下諸國疫疾。百姓多死。始作<sup>ニ</sup>土牛<sup>一</sup>大儺。」とある。遷都の議はまさにこのような状態の中から、止むに止まれぬものとして出て来た感が深い。

(7) 『続日本紀』大宝二年十二月条、同三年二月十七日条、三月十日条、七月十三日条参照。文武天皇崩御の翌日慶雲四年六月十六日にも四大寺という言葉が見えている。また、慶雲二年四月三日には五大寺という言葉が使用されている。

(8) 『日本書紀』文武天皇十一年八月二十九日条、同十四年五月五日条、同九月二十四日条、同十二月十六日条、朱鳥元年四月十三日条、同五月十四日条、同二十四日条、同六月十九日条、同九月四日条参照。また『扶桑略記』によれば持統朝における全国の寺院数は五四五にもぼると伝えられている。

(9) この見解は官大寺を筆頭とする寺院体制はそれらの寺の平城京への移転によって空白の期間を迎えたのではないかとする考えに基づく。

(10) 後の元明・元正朝における仏教政策の分析の中でその傾向は明らかになるだろう。

(11) 『続日本紀』和銅元年二月十五日条参照。この詔の中で元明天皇は遠く中国の殷周王朝の偉業の例を引き、この度の遷都の業をして大いなる目的、すなわち国家の中興・太平を求めるためのものであるとの意志を表明している。

(12) 弘福寺は川原寺のことであるが、遷都後徐々に官大寺としての地位を脅され、結局興福寺にとって替わられることとなった。

(13) 『扶桑略記』によれば和銅四年に大官大寺等の寺や藤原宮が焼亡したとある。

(14) 『続日本紀』靈龜二年五月十六日条、養老二年九月二十三日条、『護国寺本諸寺縁起集』薬師寺の項、福山敏男著『日本建築史研究』等参照。

(15) 勿論、全くの新造のケースは余り問題がないと言える。

(16) また、寺院の所有すべき田野について細かい規定の存在したこともここから伺える。

(17) 実際に、具体的な仏教政策の記事が数多く見られるようになるのは元正期に入ってからのものであるが、それらの政策は元明朝からの一連の流れの中で捉えらるべきもので、恐らく基本的には両朝の政策の間には大きな差異はなかったものと思われる。両者の諸政策の間に目差す方向の同一性ないし同質性といったものが看取されるとすれば、それを支える根拠は一体

何であろうか。大きく見た場合、元正天皇の背後に控える後見役としての元明太上天皇、それ以上に藤原不比等の存在が二つの天皇朝の間をしっかりと結びつける絆のようなものに当るのではないだろうか。

- (18) 持統天皇六年の時点での寺院数を五四五とする『扶桑略記』の記事をそのまま鵜呑みには出来ないが、飛鳥時代と比較した場合、その数は飛躍的に増大したことは確かである。本文の「数多くの寺院が次々と建立された」という文は元正朝の様相を伝えるものではなくこの持統朝の寺院数を念頭に置いてのものである。

- (19) 家永三郎監修『日本佛教史 Ⅰ 古代篇』参照。

- (20) 『令集解』卷八僧尼令参照。

- (21) その最たるもの一つは医学的知識であろう。

- (22) 『統日本紀』養老三十年十一月一日条、同五年六月三日条、同六月二十三日条参照。

- (23) 金光明経・法華経・仁王経の三経を鎮護国家の三部経という。

- (24) 『統日本紀』養老四年十二月二十五日条参照。

- (25) 『日本書紀』天武天皇九年十一月十二日条、同二十六日条、同十一年八月二十九日条、同十二年七月条、朱鳥元年三月六日条、同七月二十八日条、同八月一日条、同二日条、持統天皇十年十二月一日条、『統日本紀』大宝二年十二月十三日条、同三年三月十日条、神龜二年九月二十二日条、同三年六月二十一日条、同七月十九日条、天平八年七月十四日条、同九年八月十五日条、同十三年十月十六日条、同十七年九月十九日条、天平勝宝元年五月九日条等参照。

- (26) 『統日本紀』天平七年五月二十三日条、同二十四日条、同八月十二日条、同二十三日条、同閏十一月十七日条、同七年最後の記事、同八年十月二十三日条、同十一月十九日条、同九年四月十九日条、同五月十九日条、同六月一日条、同七月五日条、同十日条、同二十三日条、同八月十三日条をして同九年最後の条等参照。

- (27) 『統日本紀』神龜二年九月二十二日条参照。また、この時期の經典の説誦も注目すべきものを含んでいる。これに関して、神龜二年閏正月十七日条、同七月十七日条、同九月二十二日条、同四年二月十八日条等を参照。

- (28) 勿論、このことが政策の変更、基調の変化があったとしてもおかしくないとする立場を退けるものではない。

- (29) その程度は、文武・聖武朝の或る時期が示した最悪の状態に比べると余程軽傷であるが。

- (30) 不比等の薨去と元明太上天皇の崩御を言う。

- (31) 政治的現状認識にこそその行動指針を求める立場に照準をあわせる時、元明天皇の朝廷が平城京遷都を興業の企てと捉えて

いた、まさにこの朝廷の在り方が彷彿として浮び上って来る。律令体制の構造的欠陥からする諸矛盾の激化、それは平城京造営を強力に推し進めれば進める程、増大するという性格のものであるが、それにもかかわらず、積極的にその事業に邁進したところにこの元明天皇の朝廷の持つ能動的姿勢が良く現われている。これについては『統日本紀』和銅元年二月十五日条、同三月十三日条、同九月三十日条、同十一月七日条、同十二月五日条、同二年八月二十八日条、同十月十一日条、同十月四日条、同二十八日条、同三年三月十日条、同四年九月四日条、同五年正月十六日条、同十月二十九日条、等参照。

(32) 元正天皇即位後約一ヶ月の靈龜元年十月七日、元正天皇は詔して陸田耕作の利を述べて、農政指導を行なっている。同様の行政指導は養老六年七月十九日の詔にも見えているが、同日の記事にもあるごとくその年は早で、同じく七月七日、二十八日、八月二十四日などにも繰り返し雨の降らないことが述べられていて、元正天皇即位年の時とは異なり、この年の行政指導には切迫した感がある。これはただ単に両者間の気象状況の変化に止まらず、二つの時期の政治姿勢に段差が生じて来たことを物語っているように思われる。

(33) 『日本書紀』朱鳥元年六月十六日条参照。

(34) これは個人的な信仰の拡がりという仏教史の重要な問題と繋がりがある。

#### 附記

この小論は昭和五十六年五月、関西学院大学で開かれた第三十四回美術史学会全国大会で行った研究発表をもとに作成したものである。

— 大学院研究員 —